

愛知県保健医療計画の圏域項目試案について

1 背景及び策定方針について

- ・ 昭和 60（1985）年の医療法の一部改正により、地域における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）が各都道府県に義務付けられた。
- ・ 愛知県は、昭和 62（1987）年 8 月に医療圏及び必要病床数を記載した「愛知県地域保健医療計画」を作成し、令和 6（2024）年 3 月の改定を入れて、10 回見直しを進めてきた。令和 6 年の改定では、基準病床数を見直し、記憶にも新しい新興感染症発生・まん延時における医療を追加したところである。
- ・ 令和 8（2026）年は、6 年ごとに行われる大きな見直しの 3 年目にあたることから中間見直しを行う。
- ・ 見直しの内容としては、おおむね、現行の医療計画の時点修正を行うものである。
- ・ ただし、3（8）の「新興感染症発生・まん延時における医療対策」は、令和 6 年度に改定した愛知県感染症予防計画及び令和 7 年度に改定した愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の内容を踏まえ、大幅に時点修正している。

2 修正箇所等

- ・ 今回、修正・追加等した箇所は色を変え、削除した箇所は見え消しを行っている。
ただし、表中の現行数値から変えた箇所については、枠が限られているので、見え消しは行わず、修正の数値のみ記載している。
- ・ 今後、公表される数値により置き換える数値もある。また、県全体の数値との整合性を図るため、今後、置き換える数値もある。さらに、県庁担当課が内容確認を行うため、今後、内容の修正もある。
- ・ 今回は、試案であり、年度後半に開催する第 2 回策定部会の検討を経て、第 2 回の本会議において、修正案を提示する予定である。

3 医療計画中間見直しの作業行程（予定）

	県全体	圏域
2026 年 2 月		圏域保健医療福祉推進会議 (策定部会設置の承認)
	医療体制部会 (計画の基本方針の検討)	
3 月	医療審議会 (計画の基本方針の決定、諮問)	
4 月		
5 月		
6 月		
7 月	医療体制部会 (素案決定)	
8 月		・策定部会 ・圏域会議 (圏域項目 試案(案)作成)
9 月		試案(案)の提出：9月18日
10 月	医療体制部会 (試案決定)	
11 月	医療審議会 (原案の決定)	
12 月		
2027 年 1 月	市町村、関係団体へ意見照会・ パブリックコメント	
		・策定部会 ・圏域会議 (圏域項目 修正案作成)
2 月		修正案の提出：2月15日
	医療体制部会 (修正案→最終案)	
3 月	医療審議会 (答申)	